

令和6年度 介護サービス事業者指導監督方針

川口市 福祉部 福祉監査課

1 目的

介護サービス事業者（以下「事業者」という。）に対する指導・監査は、各サービスの質の確保と当該給付に係る費用の適正化を図ることを目的として実施する。

2 指導について

指導は、市の条例その他関係法令等に定める各対象サービスの取扱い及び当該給付に係る費用の請求等に関する事項について周知徹底を図るものとする。

（1）集団指導

集団指導については、適正なサービスを提供するための事業者に対する必要な情報伝達の場合であると位置付け、運営指導を開始する前に実施する。

特に、遵守すべき介護保険関係法令の内容や各種サービス提供の取扱い、介護報酬請求に関する事項等について周知の機会とする。

（2）運営指導

ア 対象事業者の選定方針

- （ア）サービス種別により選定された事業者
- （イ）新規に指定を受けた事業者
- （ウ）苦情・通報等により、指導が必要とされる事業者
- （エ）介護給付費の分析から特異傾向を示す事業者
- （オ）介護サービス情報公表制度に係る報告の拒否等不適切な対応があると認められる事業者
- （カ）その他必要と認める事業者

イ 指導の重点項目

運営指導に当たっては、適正な運営の確保を図ることはもとより、各利用者に対応したサービスの質の確保・向上を図ることが重要である。

令和6年度においては、特に次の項目について重点的に指導を行う。

- （ア）虐待防止対策
- （イ）事故防止対策
- （ウ）非常災害対策
- （エ）業務継続計画の策定状況
- （オ）介護報酬の適正な算定
- （カ）居宅サービス計画、個別サービス計画、施設サービス計画等の作成状況

ウ 指摘事項の改善徹底

指摘事項の改善状況を確認するとともに、必要に応じて、責任者との面談や連続した運営指導・監査などを行い、改善の徹底を図る。

エ 監査への移行

運営指導中に以下に該当する状況を確認した場合には、必要に応じて監査に移行する。

- (ア) 介護給付等対象サービスの事業の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準に従っていない状況が著しいと認められる場合又はその疑いがあると認められる場合
- (イ) 介護報酬請求について、不正を行っているとして認められる場合又はその疑いがあると認められる場合
- (ウ) 不正の手段による指定等を受けていると認められる場合又はその疑いがあると認められる場合
- (エ) 高齢者虐待等により、利用者等の生命又は身体の安全に危害を及ぼしていると認められる場合又はその疑いがあると認められる場合

(3) 業務管理体制確認検査（一般検査）

業務管理体制整備の届出を市長あてに届け出ている事業者については、業務管理体制確認検査（一般検査）を実施する。

3 監査等について

(1) 監査

監査は、以下の指定基準違反等が認められる場合又はその疑いがあると認められる場合において、事実関係を的確に把握し、公正かつ適切な措置をとることを目的として、必要に応じて実施する。

- ア 介護保険施設等の事業の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準に従っていないと認められる場合又はその疑いがあると認められる場合
- イ 介護報酬の請求について不正を行っているとして認められる場合又はその疑いがあると認められる場合
- ウ 不正の手段により指定等を受けていると認められる場合又はその疑いがあると認められる場合
- エ 介護給付等対象サービスの利用者等について「高齢者虐待防止法」に基づき虐待の認定を行った場合又は高齢者虐待等により利用者等の生命又は身体の安全に危害を及ぼしている疑いがあると認められる場合

(2) 指定基準違反等が認められた場合

指定基準違反等が認められた場合には、介護保険課と連携し、勧告、命令又は指定の取消等の規定に基づき、行政上の措置を機動的に行う。

(3) 業務管理体制確認検査（特別検査）

業務管理体制確認検査（特別検査）は、事業所の指定等取消相当の事案が発覚した場合に、当該事業所本部等へ立ち入り、業務管理体制の整備状況を検証するとともに、当該事案への組織的関与の有無を検証する。